

別紙3と第6号様式別表5との関連図

別紙3

一定の農事組合法人の農業に付帯する事業に係る
課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書

〔農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書〕

農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書										
事業年度		から まで		法人名						
総 収 入 金 額	区分	科 目	収入金額	円	農業に付帯する事業の収入金額	区分	科 目	収入金額	円	
	農業部門の収入金額									
								別表4加算		
								別表4減算		▲
								計	②	
							その他の収入金額			
					別表4加算					
		別表4加算			別表4減算		▲			
		別表4減算	▲		計	③				
		計	①		総計(①+②+③)	④				
農業部門の収入金額の2分の1相当額 (①×1/2)【1円未満切り上げ】				⑤						
農業部門に含める 付帯事業等の判定				⑥	②≤⑤の場合は付帯事業に係る所得は非課税					
				⑦	②>⑤の場合は付帯事業に係る所得は課税					

※⑥、⑦のいずれか該当する方にチェックマーク☑を記載すること。

〔農事組合法人の所得金額計算書〕

総所得等(第6号様式別表5「再仮計⑰」)	⑧	← 円
土地等の譲渡益等	⑨	
課税標準の基礎となる総所得等(⑧ー⑨)	⑩	
所得金額の計算の基礎とする収入金額 非課税分の収入金額 (付帯事業が課税の場合①)〔⑦に☑有〕 (付帯事業が非課税の場合①+②)〔⑥に☑有〕	⑪	
総収入金額(④)	⑫	
非課税分の所得金額等(⑩×⑪/⑫)	⑬	(注)
当期分の所得金額等(⑧ー⑬)	⑭	
繰越欠損金額又は災害損失金額の当期控除額	⑮	
所得金額等再差引(⑭ー⑮)	⑯	
農業経営基盤強化準備金積立額対応額 (法人税申告書別表4「農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額」又は⑯のいずれか少ない額)	⑰	
農用地等を取得した場合の圧縮額の対応額 (法人税申告書別表4「農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額」又は⑯ー⑰のいずれか少ない額)	⑱	
課税標準となる所得金額等(⑯ー⑰ー⑱)	⑲	

(注) ⑬欄の算式における按分率(⑪/⑫)は小数第5位を四捨五入して算出します。
計算結果に1円未満の端数を生じた場合、これを切り上げます(欠損金額の場合は切り捨てます。)

《第6号様式別表5の左側部分抜粋》

得金額に関する計算書

所得金額の計算									
所得金額（法人税の明細書（別表４）の（34））		①	百	十	萬	千	百	十	千
加算	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②							
	損金の額に算入した分配時調整外国税相当額	③							
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④							
	損金の額に算入した外国法人税の額	⑤							
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑥							
	小 計	⑦							
減算	益金の額又は算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑧							
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑨							
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑩							
	特定目的会社又は投資法人の支払担当の損金算入額	⑪							
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑫							
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑬							
小 計		⑭							
仮 計 ①＋⑦－⑭		⑮							
外国の事業に帰属する所得		⑯							
再 仮 計 ⑮－⑯		⑰							
非課税等所得	林 業 に 係 る 所 得	⑱							
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑲							
	社会保険等に係る医療の所得	⑳							
	農事組合法人の農業に係る所得	㉑							
	小 計	㉒							
所得金額差引計 ⑰－㉒		㉓							
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額		㉔							
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		㉕							
所得金額再差引計 ㉓－㉔－㉕		㉖							
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額		㉗							
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額		㉘							
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額		㉙							
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額		㉚							
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額		㉛							
再投資等準備金積立額の損金算入額		㉜							
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額		㉝							
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額		㉞							
合計 ㉖－㉗－㉘－㉙－㉚－㉛－㉜－㉝－㉞		㉟							

第六号様式別表五（第五条関係）